

平成 16 年 10 月 5 日

各 位

会 社 名 タ カ ノ 株 式 会 社
代 表 者 の
役 職 氏 名 代 表 取 締 役 社 長 鷹 野 準
(コード番号：7885 東証第一部)
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 野 溝 郁 文
電 話 番 号 0 2 6 5 - 8 5 - 3 1 5 0 (代 表)

売出価格及び処分価額等の決定に関するお知らせ

平成 16 年 9 月 28 日開催の当社取締役会において決議いたしました自己株式の処分及び当社株式の売出しにつきましては、売出価格及び処分価額等が未定でありましたが、本日本記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の処分にかかる株式売出し及び株式売出し（当社株主による売出し）

(1) 売 出 価 格	1 株につき	1,583 円
(2) 売 出 価 格 の 総 額		1,351,882,000 円
(3) 引 受 価 額 (処 分 価 額)	1 株につき	1,501.40 円
(4) 引 受 価 額 の 総 額		1,282,195,600 円
(5) 申 込 期 間	平成 16 年 10 月 6 日(水) ~ 平成 16 年 10 月 8 日(金)	
(6) 払 込 期 日	平成 16 年 10 月 14 日(木)	
(7) 受 渡 期 日	平成 16 年 10 月 15 日(金)	

(注)引受人は引受価額（処分価額）で買取引受けを行い、売出価格で売出しを行います。引受価額の総額には処分価額の総額が含まれます。なお、払込期日は自己株式の処分にかかるものであり、その他の売出株式については払込期日はありません。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 2. を参照のこと。）

(1) 売 出 株 式 数		100,000 株
(2) 売 出 価 格	1 株につき	1,583 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額		158,300,000 円
(4) 申 込 期 間	平成 16 年 10 月 6 日(水) ~ 平成 16 年 10 月 8 日(金)	
(5) 受 渡 期 日	平成 16 年 10 月 15 日(金)	

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式処分（下記<ご参考>2.を参照のこと。）

(1) 処分価額	1株につき	1,501.40円
(2) 処分価額の総額		150,140,000円
(3) 申込期間(申込期日)		平成16年11月8日(月)
(4) 払込期日		平成16年11月9日(火)
(5) 受渡期日		平成16年11月10日(水)

<ご参考>

1. 売出価格の算定

算定基準日及びその価格	平成16年10月5日(火)	1,632円
ディスカウント率		3.00%

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 自己株式の処分にかかる株式売出し及び株式売出し(当社株主による売出し)」(以下「引受人の買取引受による売出し」と総称する。)に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式100,000株の売出しであります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成16年9月28日(火)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする100,000株の自己株式処分(以下「第三者割当による自己株式処分」という。)を決議しており、その払込期日は平成16年11月9日(火)であります。

また、野村證券株式会社は、平成16年10月9日(土)から平成16年11月1日(月)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数(100,000株)を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数(100,000株)に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数(100,000株)から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当による自己株式処分にかかる割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当による自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、第三者割当による自己株式処分における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

3. 今回の調達資金の使途

今回の自己株式の処分にかかる手取概算額291,781,400円については、株式売出しにかかる自己株式処分と同日付をもって決議された第三者割当による自己株式処分の手取概算額上限150,140,000円と合わせ、手取概算額上限441,921,400円について、全額を設備資金に充当する予定であります。

以上

ご注意：この文書は自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。